ニ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからハまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3　認知症対応型通所介護費

イ　認知症対応型通所介護費(Ⅰ)

⑴　認知症対応型通所介護費(ⅰ)

㈠　所要時間３時間以上５時間未満の場合

a　要介護１	589単位
b　要介護２	648単位
c　要介護３	708単位
d　要介護４	768単位
e　要介護５	827単位

㈡　所要時間５時間以上７時間未満の場合

a　要介護１	904単位
b　要介護２	1,001単位
c　要介護３	1,097単位
d　要介護４	1,194単位
e　要介護５	1,291単位

㈢　所要時間７時間以上９時間未満の場合

a　要介護１	1,030単位
b　要介護２	1,141単位
c　要介護３	1,253単位
d　要介護４	1,365単位
e　要介護５	1,477単位

⑵　認知症対応型通所介護費(ⅱ)

㈠　所要時間３時間以上５時間未満の場合

a　要介護１	533単位
b　要介護２	586単位
c　要介護３	639単位
d　要介護４	693単位
e　要介護５	746単位

㈡　所要時間５時間以上７時間未満の場合

a　要介護１	813単位
b　要介護２	899単位
c　要介護３	986単位
d　要介護４	1,072単位
e　要介護５	1,159単位

㈢　所要時間７時間以上９時間未満の場合

a　要介護１	924単位
b　要介護２	1,024単位
c　要介護３	1,124単位
d　要介護４	1,224単位
e　要介護５	1,324単位

ロ　認知症対応型通所介護費(Ⅱ)

⑴　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１	268単位
㈡　要介護２	278単位
㈢　要介護３	287単位
㈣　要介護４	297単位
㈤　要介護５	307単位

⑵　所要時間５時間以上７時間未満の場合

㈠　要介護１	436単位
㈡　要介護２	451単位
㈢　要介護３	467単位
㈣　要介護４	483単位
㈤　要介護５	499単位

⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合

㈠　要介護１	503単位
㈡　要介護２	521単位
㈢　要介護３	539単位
㈣　要介護４	557単位
㈤　要介護５	575単位

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第１項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第１項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注１の施設基準に掲げる区分に従い、イ⑴㈠若しくは⑵㈠又はロ⑴の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定する。